

# 平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間 eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 はじめに

不祥事根絶対策タスクフォースからの「提言」で、次のような指摘を受けています。

不祥事防止の研修については、これまでも、各学校や総合教育センター等において継続的に実施しているが、**自分自身の問題になっていないところ**が見られる。研修を行う上で、不祥事を起こした者の**生の声**や**実際の情報**などを組み込んでいく必要がある。

今回は、総合教育センター教育情報課に作成いただいた問題も掲載しています。

「提言」内容も含めたeラーニング研修に積極的に取り組み、各問や事例の中にある問題点を**自分自身のこととして真剣に考え**、不祥事の未然防止につなげてください。

 [次のページへ](#)

この欄は**本文**です。問題や選択肢、知っておくべき内容などが表示されます。

この欄は**コラム欄**です。本文の解説やミニ知識などを記載します。お読みください。

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 情報セキュリティ

## 「情報セキュリティポリシー」を確認しておきましょう 1/2

- ① 教職員等は、パソコンやモバイル端末等、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、又は外部で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- ② 分類1の情報を記録したパソコンやモバイル端末等及び外部記録媒体を外へ持ち出してはならない。
- ③ 教職員等は、外部記録媒体を外へ持ち出す場合は、暗号化しなければならない。
- ④ 教職員等は、私物パソコン・モバイル端末等を教育情報ネットワーク及び所属内のネットワークに接続してはならない。
- ⑤ 教職員等が学校内で使用できるパソコンやモバイル端末等は、教職員等の業務のために用意されたパソコンやモバイル端末等で、教育情報ネットワークに接続を許可されたもの又は備品台帳に記載されたもののみとする。ただし、「私物パソコン使用願」を提出し、情報セキュリティ委員会が特に必要と認めた場合に限り、当該私物パソコンを使用できる。

 [次のページへ](#)

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
 eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

「情報セキュリティポリシー」を確認しておきましょう 2/2

- ⑥ 校外でのパソコンやモバイル端末等の使用  
 学校外にパソコンやモバイル端末等を持ち出す場合、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- ⑦ 電子媒体の情報資産を持ち出す場合、外部記録媒体としては、原則として、USBメモリのみを認める。ただし、「情報資産持ち出しメディア申請書」を情報セキュリティ管理者に提出しなければならない。
- ⑧ 教職員等は、家庭で私物パソコン・モバイル端末等を用いて校務を処理する場合、事前に「家庭パソコン登録申請書」を作成の上、情報セキュリティ委員会を通して情報セキュリティ管理者の許可を得なければならないが、この場合でも分類1の情報資産を扱うことはできない。

 [次のページへ](#)

市町村立学校の先生方については、この機会に各市町村教育委員会の規定を御確認ください。

(問1) 私物パソコンや私物USBメモリーを学校でネットワークに接続して使用する場合は、必ず所属長の許可を得なければならない。

 ① 正しい

 ② 間違い

◇標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非違行為(具体例)		免職	停職	減給	戒告
個人情報の盗難 紛失又は流失	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員			○	○
個人の秘密情報の 目的外収集	その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員			○	○
個人情報の不当 利用	職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員	○	○	○	

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
 eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

② 正解です

学校に私物パソコンを持ち込んで使用することは原則禁止していますが、例外として、「私物パソコン使用願」を情報セキュリティ委員会委員長へ提出し、同委員会が認めた場合は使用することができます。しかし、教育情報ネットワーク及び各所属のネットワークに接続できません。

なお、私物のUSBメモリーについては、いかなる場合であっても学校内で使用することは認められません。

➡ 次のページへ

◇秘密漏えいに対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非遵行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	○	○		
(2)(1)の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員	○			
(3)具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員		○	○	○

(問2) 分類2以上の情報資産が入った外部記録媒体を校外へ持ち出す場合は、ファイルを暗号化するとともに、「情報資産持ち出しメディア申請書」を情報セキュリティ委員会委員長へ提出すればよい。

➡ ① 正しい

➡ ② 間違い

◇コンピュータの不適正使用に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非遵行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)インターネットや電子メールの不適正な目的での使用、わいせつ文書・写真等の閲覧、職務以外の目的で記録媒体を持ち込み使用した場合など、職場のコンピュータを不適正に使用した教職員		○	○	○
(2)コンピュータシステムや情報資産を故意に損壊、改ざん、又は情報を不正取得若しくは漏えいした教職員、及び(1)の場合において、公務の運営に著しい支障を生じさせた教職員	○	○		

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page7 情報セキュリティ

## ② 正解です

電子媒体の情報資産を校外へ持ち出す場合、「情報資産持ち出しメディア申請書」の提出とともに、「情報資産持ち出し管理シート」に記入しなければなりません。

なお、外部記録媒体としては、原則としてUSBメモリーのみ認められます。設問のような場合でも、さらに、USBメモリーのパスワード保護をし、二重のセキュリティ処置が必要です。

また、自宅等において私物パソコン・モバイル端末等で情報資産を扱う場合、事前に「家庭用パソコン登録申請書」を作成の上、情報セキュリティ委員会を通して情報セキュリティ管理者の許可を得なければなりません。

さらに、分類1の情報を記録したパソコンやモバイル端末等及び外部記録媒体を外部に持ち出してはなりませんし、自宅等における私物パソコン・モバイル端末等で分類1の情報資産を扱ってはなりません。

➡ 次のページへ

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page8 交通事故・違反

(問3) 次の事例での教諭の懲戒処分は、次のうちのどれでしょうか。

中学校の女性教諭は、夜から翌日未明にかけ、自宅から約450メートル離れた焼き鳥店で同僚ら3人と生ビールを中ジョッキで5杯程度、カラオケ店で生ビールをグラス2杯程飲んだ。

運転してきた車を焼き鳥店駐車場に置いて同僚らと徒歩で帰宅していたが、途中で車中に家のカギがあることに気付き、1人で引き返し、車を運転して帰宅中に側溝に脱輪した。そのまま車中で寝ていたところ、通行人の通報で駆け付けた警察官に起こされ、アルコールが検出された。

- |        |        |
|--------|--------|
| ➡ ① 免職 | ➡ ② 停職 |
| ➡ ③ 減給 | ➡ ④ 戒告 |

(注) 本研修で取り上げる事例は全て他県の実例です。事例における懲戒処分は、その事例を所管する教育委員会の判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であり、同様の事例でも処分の重さは事例ごとに異なります。

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page9 交通事故・違反

## ① 正解です

懲戒処分は **免職** でした。

この教諭は「**短い距離なので、事故を起こさなければ大丈夫という気持ちになってしまった**」と話していたとのこと。

**一滴でも飲酒した場合は運転してはいけません。**

 [次のページへ](#)

◇飲酒運転に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非遵行為(具体例)	免職	停職
(1) 相手方を死亡させた教職員	○	
(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○	
(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○	
(4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員(自損事故を含む)	○	
(5) 上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員	○	○

※ 飲酒運転をした管理職員(管理職手当の支給を受ける教職員)は、原則として、免職とする。

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page10 交通事故・違反

運転代行は便利ですが、利用する側が十分気を付けるべきことがあります。  
次の事例は、代行が来るのを待ちきれずに自分が運転した事例です。

男性教諭は、学校行事の打ち上げに参加するため、自家用車で会場に向かった。一次会でビールをジョッキ2杯と日本酒約2合を飲み、二次会では、ウーロン茶を飲んで過ごし、その後、運転代行車を手配したが混んでおり、車の中で代行車を待っていたが「**二次会で飲んでいないし、時間もたっているから大丈夫だろう**」と思い、自分で運転して帰ることにした。

運転中、前方不注意により、赤信号で停車している車に衝突し、相手方に頸椎捻挫により全治2週間の軽傷を負わせる人身事故を起こした。警察による事故処理中に、呼気検査を受けたところ呼気1リットル当たり0.3ミリigramのアルコールが検出された。

 [次のページへ](#)

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page11 交通事故・違反

次の事例は、自宅近くまで帰り、代車を帰して自分が運転した事例です。

女性教諭は、同僚の女性教諭宅にマイカーで行き、缶ビール2本を飲んだ。飲酒後、代行運転で帰った。しかし、スーパー駐車場で、代行の車を降り、自分で運転した。その様子を交通機動隊の覆面パトカーに目撃され、追跡後逮捕された。呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

教諭は、代行から乗り換えた理由を「代行で家の前まで行ってもらうことは(世間体が悪く)、とてもできなかった」などと供述していたという。

ほかにも、次のような理由で飲酒運転に至った事例があります。

- ◇ 代行で帰ると周囲には言っていたが、実際には手配していなかった。
- ◇ 代行業者が見つからない、車が手配できない。
- ◇ 代行業者が来るまでに駐車場から出庫しようと自分が運転した。
- ◇ 代行で帰宅後に外出したり、翌朝出勤時にアルコールが残っていた。

 [次のページへ](#)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page12 交通事故・違反

### 【運転代行にまつわる教訓】 1/2

1. **原則は「飲んだら乗るな」ではなく、「乗るなら飲むな」。**  
運転代行に頼りすぎると「落とし穴」がたくさん。
2. **代行は飲み終わってからでなく、はじめに手配する。**  
運転代行はすぐこないことを忘れずに。  
時間を決めるのは飲みすぎないためにも効果的。
3. **「代行で帰る」という言葉は信じるな。同席者は代行に乗るところまで確かめる。**  
酔っている人の言葉を信じてはいけない。理性がマヒするのが「酔い」である。

参考: 特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)

 [次のページへ](#)

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page13 交通事故・違反

【運転代行にまつわる教訓】 2/2

4. **代行を頼むなら、必ず自宅の駐車場まで依頼する。**  
自宅近くで降りる例が一番多い。自宅周辺の道順を記した地図などを携帯する。  
代行車を帰す前に自分の目的地に間違いがないか確認する。  
少しの距離だから大丈夫などとは考えない。
5. **代行で帰っても外出は禁物。翌日も運転しない。**  
アルコールが抜けるには、日本酒1合(ビールなら500ml・焼酎25度で100ml)で約4時間かかる。  
3合以上飲んだら、翌朝残っていると考えてまず間違いはない。  
運転代行で帰ったら、当日はもちろん翌日も運転はダメ。  
翌朝運転するなら、1合程度に量を控えよう。

参考: 特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)

➡ 次のページへ

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page14 交通事故・違反

(問4) 次の事例での教諭の懲戒処分は、次のうちのどれでしょうか。

高校の男性教諭は高速道路で自家用車を運転中に速度超過違反を行い、運転免許取消処分を受けた。  
その後、運転中に携帯電話を使用していて検挙され、免許を取得しないまま運転していたことが発覚した。  
いずれも勤務時間中に私用で職場を離れた上、検挙されていたが、このことを学校長に報告していなかった。

- ➡ ① 免職      ➡ ② 停職  
➡ ③ 減給      ➡ ④ 戒告



平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
 e-ラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

① 正解です

懲戒処分は **免職** でした。

この教諭は県教委に対し「**全て最初から報告しておけばよかった。生徒がいるのでルールを守らなければ教壇には立てない。申し訳ありませんでした**」と話したそうです。

 [次のページへ](#)

◇無免許運転に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非違行為(具体例)	免職	停職
(1)相手方を死亡させ、又は重傷若しくは軽傷を負わせた教職員	○	
(2)上記(1)以外で、無免許運転を行った教職員(他人の所有物に損傷を与えた場合、自損行為の場合及び事故等はないが、無免許で検挙された場合を含む)	○	○

「**飲酒運転(酒気帯び・酒酔い)**」、「**無免許運転**」、「**速度超過**」のいわゆる「**交通三悪**」を根絶しましょう。

これらは、道徳的にも極めて悪質な違反であり、重大な事故の原因となるものです。

「交通三悪」に対する刑罰・処分は、その性質上当然厳しいものとなります。

 [次のページへ](#)

◇速度違反(30km以上)(高速道路の場合は40km以上)に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)相手方を死亡させた教職員	○			
(2)相手方に重傷を負わせた教職員	○	○		
(3)相手方に軽傷を負わせた教職員	○	○	○	
(4)他人の所有物に損傷を与えた教職員		○	○	○
(5)上記(1)～(4)以外で、速度違反を起こした教職員(自損事故の場合及び事故等はないが、速度違反で検挙された教職員を含む)			○	○



平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page17 体罰

(問5) 次の説明文の中で、体罰に該当しないものはどれでしょうか。下の選択肢から選んでください。

- a 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせた。
- b 生徒指導の事情聴取のため、昼食をとらずに、午後3時まで話を聞いた。
- c 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえた。
- d 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げだそうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させた。

➡ ① aとb

➡ ② aとc

➡ ③ bとd

➡ ④ cとd

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page18 体罰

## ④ 正解です

- a 身体に対する侵害に当たり、体罰に該当します。
- b 生徒に肉体的苦痛を与えており、体罰に該当します。
- c 児童から教員に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使であり、正当な行為です。
- d 目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使であり、正当な行為です。

➡ 次のページへ

◇体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)より (24文科初第1269号)

### 2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
 eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

次は他県で懲戒処分となった事例です。

高校の男子バレーボール部顧問の男性教諭は、同校体育館で行われた練習試合の合間に、2年の部員の言葉遣いが悪いとしてレシーブ練習を課し、体にボールを繰り返しぶつけるなどした。  
 その様子を他校の生徒が動画撮影し、ネットに投稿して判明。同校のアンケートで、他の部員3人に対しても、練習中に顔をたたいたり、尻を蹴ったりしたことがわかった。  
 教育委員会は「殴る蹴るはもちろん、レシーブ練習も懲罰としてボールをぶつけて苦痛を与えており、体罰に当たる」と判断した。  
 この教諭は「私の指導力不足や焦りが引き起こしたと思う」と反省しているとのこと。

過去10年間(平成19～28年度)における本県の教職員の体罰による懲戒処分者数は、**停職2**、**減給2**、**戒告4**となっています。

次も他県で懲戒処分となった事例です。

30代の高校男性教師は、書道の授業中に顔に墨で落書きをした男子生徒に対し、4回にわたって顔を洗うように注意をした。しかし生徒が従わなかったため、男性教師は水が入ったペットボトルを投げつけたほか、その後、顔を洗いに行った生徒の太ももを蹴ったうえ頬を平手打ちをした。  
 生徒はあごの骨を折るなど全治3か月のけがを負った。  
 男性教師は「体罰という絶対許されない行為をし、大けがを負わせてしまったことを大変申し訳なく思っています。」と謝罪しているという。

 [次のページへ](#)

◇体罰等に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
(2)体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
(3)児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
(4)侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			

# 平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間 eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page21 体罰

体罰は、児童・生徒の心や体に深い傷を残します。

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。自分勝手な解釈は許されるものではありません。一人の教職員による体罰は、自分自身だけでなく、**教職員全体に対する信用を失わせてしまいます。**

体罰の要因の一つに、「自己抑制力に欠け、興奮しやすい。感情的になりやすい」ことが指摘されています。感情(イライラ)をコントロールしましょう。

(例)

- ◇ 「大丈夫」「成長するチャンス」「感情のコントロールができています」等、心を落ち着かせる言葉を用意しましょう。
- ◇ 呼吸を大きくゆっくりしてみましょう。深呼吸しましょう。
- ◇ **6秒ルール**・頭の中で6秒カウントしてみましょう。(自分を落ち着かせる)
- ◇ 児童・生徒との距離をとりましょう。状況によって、その場を離れましょう。
- ◇ 興奮をふるい落とすように大きく身体を動かしてみましょう。

➡ 次のページへ

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page22 わいせつ行為等

(問6) 次の事例での教諭の懲戒処分は、次のうちのどれでしょうか。

男性教諭は、補習授業中に進路資料室で生徒と2人になり、机に向かって立ったまま問題を解かせた。前かがみになった女子生徒の背後に回った際、盗撮しようとスカート内にスマートフォンを差し向けた。女子生徒は翌日、担任に相談した。女子生徒は教諭が学校側の聞き取りに否認したと知り、警察署に相談した。

- |        |        |
|--------|--------|
| ➡ ① 免職 | ➡ ② 停職 |
| ➡ ③ 減給 | ➡ ④ 戒告 |

◇全国におけるわいせつ行為等の状況(平成22～27年度)「公立学校教職員の人事行政状況調査」より

【相手の属性】自校の児童生徒が最も多く、約半数を占めている。

【発覚した要因】管理職を含む教職員への相談が39%、警察からの連絡等が32%

【行われた場面】勤務時間外が64%で最も多い。勤務時間内では、放課後が多い。

【場所】ホテル、自動車内、保健室・生徒指導室等、**一対一になれる場所が多い。**

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page23 わいせつ行為等

① 正解です

懲戒処分は **免職** でした。

この教諭は「**被害生徒に怖い思いをさせ申し訳ないことをした**」  
と話したとのことです。

➡ 次のページへ

◇わいせつ行為等に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針」より

非違行為(具体例)	免職	停職
(1)強姦 暴行又は脅迫を用いて婦女を姦淫した教職員	○	
(2)強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員	○	
(3)淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員	○	
(4)児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対象として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員	○	
(5)痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員	○	○
(6)その他わいせつな行為 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員	○	○

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page24 わいせつ行為等

次の事例も他県で懲戒処分となった事例です。

40代の中学校男性教諭は、当時勤務していた県中部の公立中の女子生徒3人に対し、スマートフォンから「ドライブに行こう」とメッセージを送ったり、校外外でキスしたりし、うち1人にはみだらな行為を複数回行った。電話による匿名の通報で発覚した。

この男性教諭は県教委の聞き取りに対し「**私の身勝手な行為で生徒の心を深く傷つけた。申し訳ない**」と話したとのことです。**※免職**

教職員が、児童・生徒や保護者等と私的に連絡するということが、あってはならないことです。

メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、その利便性などから、**安易な考えでこれらを使用することが、取り返しのつかない重大な結果を招きます。**

➡ 最後のページへ

◆徳島県迷惑行為防止条例(痴漢・盗撮・のぞき・卑わいな言動)

第16条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金+標準的な処分量定...**免職**又は**停職**

◆徳島県青少年健全育成条例(いん行・わいせつ行為)

第24条 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金+標準的な処分量定...**免職**

平成29年度 冬のコンプライアンス推進週間  
eラーニングによるコンプライアンス研修(紙媒体受講用)

H29年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page25 おわりに

今回の研修では、不祥事を起こした者の生の声を、随所に入れました。  
いずれの事例でも、「これくらいなら大丈夫だろう」という、身勝手な思いが  
不祥事につながっていることがわかります。

不祥事の未然防止に向けて、これからも研修を通じて私たち一人一人が教  
職員としての「誇り」と「自覚」をより強く意識し、個人の力量を上げていくこ  
とが大切です。

各所属におかれましては、年度当初から、不祥事根絶対策タスクフォース  
からの「提言」の具現化に向け、コンプライアンス研修等の推進にお取り組み  
いただき、ありがとうございます。

今後なお一層、各所属で研修を深め、信頼される学校・教職員を目指しま  
しょう。

eラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。  
アンケートの提出に御協力ください。